



監査結果報告書

令和元年5月27日

社会福祉法人稚内市社会福祉事業団

理事長 根本 豊成 様

監事 田辺 登代二 印 

監事 稲川 稔 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について、また、法人及び各施設単位の事業報告及び決算の状況等について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 実施日時

令和元年5月27日（月） 13時30分開始：15時30分終了

2 実施場所

稚内市富士見5丁目1178番地の1
稚内市特別養護老人ホーム富士見園 会議室

3 立会人

社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 常務理事 満保 和吉
社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 事務局長 沢田 房子
社会福祉法人稚内市社会福祉事業団 庶務課長 横山 貴史

4 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について調査しました。

5 監査の結果

認定・不認定

	監 査 事 項	指摘事項
法 人	理事の職務の執行状況	有・無
	事業報告の内容	有・無
	決算の状況	有・無
	その他 ()	有・無
施 設	事業報告の内容	有・無
	決算の状況	有・無
	その他	有・無

6 監事の意見及び報告内容

- (1) 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 事業報告及びその附属明細書の内容は事実であり、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 計算関係書類及び財産目録については、会計帳簿の記載金額と一致しており、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。